

県南広域振興局長告示第5号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年4月7日

県南広域振興局長 酒井俊巳

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地	生産事業の 廃止年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 北1	柿崎順治 北上市和賀町後藤1地割 633 番地			○	○	柿崎順治 北上市和賀町後 藤	平成18年3月29 日